

静岡県新文化施設利活用計画策定等業務委託に係る仕様書

1 目的

県では、令和6年1月末に旧ヴァンジ彫刻庭園美術館（静岡県駿東郡長泉町東野347-1）の土地及び建物等（以下、「施設」という。）の寄附を受け入れる予定である。施設を有効に活用し、県立文化施設とするに当たり、施設の基本計画を策定し、併せて官民連携導入可能性調査を行うことで、民間活力を導入した県東部・伊豆地域の文化振興に資する施設の設置を目指す。

2 策定方針

「ヴァンジ彫刻庭園美術館対応検討会報告書（令和4年3月）」における活用の方向性や、「クレマチスの丘広域的活用構想（令和5年6月）」で示した施設の3つのコンセプトを参考に、施設の基本理念、事業活動や、施設機能等に係る計画を策定するとともに、官民連携導入可能性調査を行い、事業手法を検討する。

＜施設の3つのコンセプト＞

- ① 県立施設等のサテライト機能や新たな文化事業の展開
- ② 市町事業の展開
- ③ 施設・庭園を活用した多目的利用

3 業務委託内容

（1）基本計画の策定

区 分	内 容
現状及び課題の整理	・ 国及び県の文化政策の現状、類似事例の整理、観光動向・利用者ニーズの整理、課題の抽出等
基本理念、事業活動の検討	① 基本理念 施設の目的、役割、基本コンセプトの検討 ② 事業活動のあり方 基本理念に基づき、施設の展示・普及活動、情報収集・提供活動、観光交流活動、広報活動などについて、基本的な考え方を検討 ③ 民間収益事業の導入可能性の検討 敷地内に民間施設等を整備する可能性を検討 ④ 導入機能の整理 ①から③を踏まえ、導入機能を整理
施設の検討	① 施設機能と諸室構成 基本理念、事業活動、導入機能を踏まえ、類似施設などの事例を参考に、施設規模、諸室構成、平面計画について検討し、案を作成 ② 敷地内ゾーニングの作成 ①の施設機能と諸室構成の検討を踏まえ、民間収益事業とのゾーニングの必要有無を含めた敷地内ゾーニングについて検討 ③ 新設棟を設置する際の条件の整理 民間提案等により、新設棟を設ける場合に付す条件（用途・面積の制限、設置場所の制限等）を整理

概算事業費の算出	①施設整備・管理運営に係る概算費の算出 ②管理運営収支の検討
アンケート等調査	・関係者アンケート調査の実施要領案及び調査票案の作成、実施（関係者とは静岡県東部・伊豆地域の観光協会、文化施設等を想定）
基本計画策定委員会の運営支援	・資料作成 基本計画策定委員会（6回程度、県が開催）で使用する資料の作成
パブリックコメント支援	・基本計画に係るパブリックコメント支援 県が実施するパブリックコメントの回答作成の支援

（２）官民連携導入可能性調査

検討内容	<p>①前提条件の整理 （１）基本計画の策定を踏まえ、施設の整備・運営にあたっての基本要件及び民間活力導入にあたっての制度上の条件を整理する。 【主な検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前提条件の整理 ・施設の条件整理 ・先行・先進事例の調査・分析 <p>②事業方式・スキームの検討 以下の項目について検討を行い、想定される事業手法を整理する。 【主な検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整理 ・事業範囲の整理 ・業務分担の検討（県・事業者・関係者の業務分担） ・整備・管理運営方法の検討（PFI等の官民連携手法） ・各種リスクの抽出とリスク分担の検討 ・事業期間 ・対価の支払方法等 <p>③市場調査 官民連携手法の導入にあたっての、民間事業者が参入可能な条件、収益確保方策、コストの把握、事業スケジュール等の把握の目的として、サウンディング調査を実施する。</p> <p>④事業方式・スキーム別の収支の算定（複数パターン） 官民連携手法を整理し、本事業に適用可能性がある事業スキームを検討する。また、事業スキームごと（複数パターン）に収支の算定（VFM）及び事業実施スケジュールを検討する。</p> <p>⑤導入可能性評価 ④で整理した事業方式・スキームについて、定性評価及びVFM結果など定量評価を実施した上で、総合評価を行う。 【主な検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定性評価（県の目指す方向性との整合、抱える課題解決への貢献など） ・定量評価（VFM等） ・総合評価（定量評価・定性評価を含めた） <p>⑥今後の課題とスケジュールの整理 ⑤で検討した事業手法に関して、事業スケジュールの整理と事業推進に向けた課題整理と対応策を検討する。</p>
------	--

(3) 業務スケジュール（予定）

令和6年2月	契約締結、業務開始
令和6年2月～11月	基本計画の策定、官民連携導入可能性調査
令和6年12月（予定）	パブコメ実施
令和7年1月15日	報告書提出

- ・基本構想の概要は令和6年9月議会、事業手法の選択肢は同12月議会で報告できるように進めること。

4 業務の打合せ

本業務の遂行にあたり業務の円滑な遂行と実施した業務の確認のため、着手時、納品時及び中間時（令和6年3月、6月、9月、11月、ほか適宜実施）の打合せ協議を行う。また、必要事項について、随時協議し決定を図るものとする。

5 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| ・報告書（A4版） | 2部 |
| ・電子データ（USBメモリに記録） | 1式 |
| ・その他業務により生じた資料 | 1式 |

6 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、その他必要事項をあらかじめ県に提出し、承認を受けなければならない。

7 その他

- (1) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報（個人番号を含む）を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務により作成された資料及びデータの著作権は県に帰属するものとし、県は受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させることができる。
- (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。